

令和3年1月22日
徳山大学

徳山大学における研究活動の不正行為に関する調査結果について

1. 経緯

徳山大学（以下、本学という。）所属教員（以下「調査対象者」という。）が、平成29年12月に発表された論文（以下「当該論文」という。）について平成31年3月29日に「盗用している疑いがある」との通報を受け同日受理した。

本学では「徳山大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程」第15条に基づき「本格的な調査」の要否が必要かどうかを判断すべく、学内関係者6名による予備的な調査をおこなった。その結果、令和2年3月31日に本格的な調査を開催する必要があると判断し、学外委員を委嘱したうえで令和2年4月3日に調査委員会を設置した。

2. 調査体制

調査委員4名（内部委員2名、外部委員2名）

	所属	役職	氏名（敬称略）
委員長	徳山大学	教授	河田 正樹
委員	徳山大学	教授	江崎 和希
委員（学外）	広島大学	教授	出口 達也
委員（学外）	末永法律事務所	弁護士	末永 久大

3. 調査内容

（1）調査期間

令和2年4月10日～令和2年9月16日

（2）調査対象

ア 調査対象者

筆頭著者：徳山大学 准教授1名

イ 調査対象論文

不正行為が疑われる当該論文1編

ウ 調査対象経費

私学助成を含む学内経費

（3）調査方法・手順

ア 予備委員会における2編の論文の比較分析

イ 調査対象者及び共著者への聞き取り調査

ウ 調査委員会における審理

4. 調査結果

(1) 認定した特定不正行為の種類
盗用

(2) 特定不正行為に係る研究者
徳山大学 准教授 1名

(3) 特定不正行為が行われた経費
私学助成を含む学内経費

(4) 特定不正行為の具体的内容

・手法

研究方法及び論文構成の模倣

・内容

両論文の比較分析において、全体の構成の類似性がみられる。4つの箇所類似した表現が見受けられる。

さらに研究全体として調査比較対象論文を参考にしているのは明らかであり、それにもかかわらず参考文献として全く挙げていない。

(5) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

調査委員会による調査結果を踏まえて、当該論文1編は、論理展開の類似性にとどまらず、記述された文言まで酷似している個所が多いにもかかわらず引用出典の明記のみでなく、文献リストに載せていないことから調査対象者が研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務違反を著しく怠っており、調査比較対象論文の文章・アイデアを盗用したものであると認定した。

また、文章・アイデアを盗用したと考えられるが、論文の主旨の部分盗用したわけではなく、自身で実験をおこない、独自の知見を有していることなどから、通報論文著者の「盗用」に対する認識・理解不足があったと考えられ行為の悪質性は低い。

5. 不正行為と認定した研究活動に対して支出された経費について

作成過程において直接的に関係する経費の支出は認められなかった。

6. 本学がこれまで行った措置の内容

(1) 不正行為を認定した論文の取下げ（当該論文は告発以前に調査対象者が取り下げを依頼し、山口県大学共同レポジトリ、本学ホームページから削除している）。

(2) 調査対象者に本調査結果を通知し、調査に対する不服申立て期間終了後、調査対象者から不服申し立てがないことを確認した上で、本学の「徳山大学人事規程」及び「学

校法人徳山教育財団勤務規程」に基づき以下の処分をおこなった。

ア 譴責とし始末書の提出。

イ 学内外の競争的資金への応募資格を3年間停止する。

7. 特定不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

調査対象者は本学で2回、研究倫理 e ラーニングプログラムを受講をしており、研究倫理に関する基礎的な知識は有していた。そのうえで今回の不正行為をおこなっているため、研究倫理教育は十分でなかったと考えざるを得ない。

また、査読義務のある論文ではないため大学組織によるチェック機能がなかった。

(2) 再発防止策

本学では、平成26年の文部科学省のガイドライン改正に基づき「徳山大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程」を定め、研究不正防止に取り組んでいる。

研究を行う者や研究に携わる者、競争的資金等の運営・管理に携わるすべての教職員等を対象として2年に一度日本学術振興会が提供する研究倫理 e ラーニングプログラムの受講を義務付けている。

しかしながら、本件のような研究不正行為が発生したことは大変遺憾である。改めて研究不正防止の重要性を自覚し、今後は同様の不正行為が発生しないよう研究倫理教育を徹底するとともに管理体制の強化を図っていく。

具体的には、研究倫理 e ラーニングプログラムの受講に加えて、研究倫理責任者による具体的な引用等の作法を学ぶ研修を行う。

次に、大学全体としての再発防止策として、論叢等学内で発行される全ての雑誌への論文の申し込み時に、盗用・剽窃などの不正行為がないことの誓約書の提出を義務付けるとともに、「徳山大学論叢 投稿規程」の改正によって、編集委員が投稿された論文を審査し、掲載の採否を決定することを明文化した。この審査の中で不正行為の疑いがないかを適切に確認する。